

大阪府監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年3月2日

大阪府監査委員	大西 寛文
同	山本 浩二
同	岸本 佳浩
同	高橋 明男
同	中島 賢

監査の結果に基づき講じた措置
別紙のとおり